

情報ボックス

伊東温泉宿泊料金が 10%引きになります

袋井市民が伊東温泉宿泊施設で宿泊すると、約30の施設で宿泊料金が10%引き()になります。

対象 市内在住の方

対象施設 伊東温泉内約30宿泊施設

利用手順 伊東温泉の泊まりたい施設を予約する(袋井市民で10%引き利用券を使うことを伝える) 市役所2階商工課観光振興係にある申込書に必要事項

を記入して

「利用券」を

受け取る

伊東温

泉到着後、

利用券を施

設に提示

する

() 宿泊日によっては、割引制度が利用できない場合もあります。詳しくは、宿泊施設にお問い合わせください。

宿泊施設一覧表は市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)をご覧ください。

☎☎ 商工課観光振興係 ☎44-3156



浅羽地区地域審議会を 開催します

浅羽地域の皆さんの声を市政に反映させるための「浅羽地区地域審議会」を開催します。どなたでも傍聴できます。

日 3月16日(金)

時 午後1時30分～

所 支所3階第1会議室

内容 旧浅羽町に関係する事業の進捗状況の説明など

申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

☎ 地域総務課地域総務係

☎23-9211

軽自動車の手続きを お忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日現在、軽自動車をお持ちの方に、車の定置場所の市町村が課税します。

廃車や市外への転出、名義変更をする場合は、下表のとおり手続きをしてください。届け出がなければ、平成19年度分も課税されます。

手続きを他人に委任した方は、確実に届け出が済んでいるか、お確かめください。

亡くなった方の名義になっている場合も手続きが必要です。お忘れなく。

原動機付自転車(125cc以下)

区分	必要なもの	届け出先
廃車 市外へ転出 他市町村の標識を返却	ナンバープレート、所有者の認め印	市役所2階税務課または、支所1階市民サービス課
名義変更	元の所有者が、新しい所有者に車を譲渡したことが確認できる書類、新しい所有者の認め印	

軽四輪車、125cc超の二輪車など

区分	届け出・問い合わせ先
軽四輪車、軽三輪車 (標識 浜松50、浜松40、浜松41、浜松580、浜松480など)	軽自動車販売店協会 浜松支所 (浜松市貴平町字沖ノ宮567-2) ☎053-435-4001
125cc超～250ccの二輪車(標識 1浜松など)	
250cc超の二輪車(標識 浜松う～るなど) 標識 浜松99るの小型特殊	陸運支局浜松事務所 (浜松市流通元町11-1) ☎050-5540-2052

☎☎ 税務課徴税管理係 ☎44-3111

☎ 市民サービス課窓口係

☎23-9212

袋井B&G海洋センター 臨時休館のお知らせ

プール清掃のため、終日休館いたします。ご迷惑をお掛けしますがよろしく申し上げます。

臨時休館日 3月27日(火)～29日(木)

☎ 袋井B&G海洋センター ☎43-1523

市税の納税をお忘れなく

平成18年度分の市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付が済んでいない方は、お早めに納付してください。お手元の納付書で金融機関へ納付してください。

納付書がない場合は、お問い合わせください。

☎ 税務課徴税管理係 ☎44-3111

スポーツ安全保険を ご利用ください

団体が活動中に事故や第三者に与えた損害を補償します。早めに手続きをしてください。

対象 5人以上のグループ

掛金(1人年額) スポーツ少年団、子ども会など中学生以下...500円
文化、ボランティア、高齢者などのグループ...800円
地域のスポーツグループ、高校・大学・会社などのスポーツグループ...1,500円

補償内容 補償額は掛け金により異なります。

対象となる事故 グループ活動中の事故や往復途上の事故

保険期間 4月1日(日)～平成20年3月31日(月)

申込方法 支所2階スポーツ振興課スポーツ振興係または、公民館、市の体育施設にある申込用紙に必要事項を記入して、指定金融機関へお申し込みください。

申込受付 3月1日(木)～

中学生以下の団体には、個人活動を補償するタイプもあります。詳しくは、お問い合わせください。

☎(財)スポーツ安全協会静岡県支部

☎054-262-3039

☎ 各指定金融機関(静岡銀行・スルガ銀行・清水銀行)